Labour Management 2020.JUNE VOL.368

# NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR
大阪市北区堂島浜1-1-8 堂島パークビル3F
tel 06-6345-3777 fax 06-6345-3776

## 新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて

基補発0428第1号
令和2年4月28日

医療従事者等

患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事

原則として労災保険給付の対象となる

医療従事者等以外の労働者

**感染源が特定された場合**

感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、労災保険給付の対象となる

**感染源が特定されない場合**

新型コロナウイルスの潜伏期間内の業務従事状況、一般生活状況等を調査した上で、医学専門家の意見も踏まえて判断する

(ア)複数(請求人を含む)の感染者が確認された労働環境下での業務
(イ)顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

## 新型コロナウイルスに関するQ＆A(企業の方向け)令和2年5月29日時点版

問5「複数の感染者が確認された労働環境下」とは、具体的にどのようなケースを想定しているのでしょうか。

○ 請求人を含め、2人以上の感染が確認された場合をいい、請求人以外の他の労働者が感染している場合のほか、例えば、施設利用者が感染している場合等を想定しています。
○ なお、同一事業場内で、複数の労働者の感染があっても、お互いに近接や接触の機会がなく、業務での関係もないような場合は、これに当たらないと考えられます。

問6「顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務」として想定しているのは、どのような業務でしょうか。

○小売業の販売業務、バス・タクシー等の運送業務、育児サービス業務等を想定しています。

問7 (ア)複数の感染者が確認された労働環境下での業務、(イ)顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務以外で示した業務以外の業務は、対象とならないのでしょうか。

○他の業務でも、感染リスクが高いと考えられる労働環境下の業務に従事していた場合には、潜伏期間内の業務従事状況や一般生活状況を調査し、個別に業務との関連性(業務起因性)を判断します。

問8 労働者が新型コロナウイルスに感染したとして労災請求する場合、事業主として協力できることはありますか。

○労災請求手続は、請求人に行っていただくものですが、請求人が保険給付の請求その他の手続を行うことが困難である場合、請求人の症状を確認しつつ、適宜、請求書の作成等への助力をお願いします。
※ 労働者災害補償保険法施行規則第23条(抄)
1 保険給付を受けるべき者が、事故のため、みずから保険給付の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、事業主は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。(略)

出典(厚生労働省ホームページ「)新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて(基補発0428第1号 令和2年4月28日」「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)令和2年5月29日時点版」を引用し編集

特定社会保険労務士 中島康之